

令和3年10月22日

神奈川県病院協会政治連盟

委員長 菅 泰博 様
 公益社団法人 神奈川県病院協会
 会長 吉田 勝明 様

国への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「令和4年度 予算要望ヒアリング」におきまして、貴連盟、貴協会からの国への要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られない点多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

| | |
|----------------|--------|
| 自由民主党神奈川県支部連合会 | |
| 衆議院 第2選挙区支部長 | 菅 義偉 |
| 衆議院 第3選挙区支部長 | 中西 健治 |
| 衆議院 第4選挙区支部長 | 山本 朋広 |
| 衆議院 第5選挙区支部長 | 坂井 学 |
| 衆議院 第6選挙区支部長 | 古川 直季 |
| 衆議院 第7選挙区支部長 | 鈴木 馨祐 |
| 衆議院 第8選挙区支部長 | 三谷 英弘 |
| 衆議院 第9選挙区支部長 | 中山 展宏 |
| 衆議院 第10選挙区支部長 | 田中 和徳 |
| 衆議院 第11選挙区支部長 | 小泉 進次郎 |
| 衆議院 第12選挙区支部長 | 星野 剛士 |
| 衆議院 第13選挙区支部長 | 甘利 明 |
| 衆議院 第14選挙区支部長 | あかま 二郎 |
| 衆議院 第15選挙区支部長 | 河野 太郎 |
| 衆議院 第16選挙区支部長 | 義家 弘介 |
| 衆議院 第17選挙区支部長 | 牧島 かれん |
| 衆議院 第18選挙区支部長 | 山際 大志郎 |
| 参議院 選挙区第3支部長 | 島村 大 |
| 参議院 選挙区第4支部長 | 三原じゅん子 |



回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|--------------------------------------|-----|---------------|
| NO | 15-002 | 要望 団体 | 公益社団法人 神奈川県 病院協会／神奈川県病院 協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働 省・財務省 |
|----|--------|----------|--------------------------------------|-----|---------------|

| | |
|---|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要旨 | 1 後方病院、感染症以外の傷病に対応する病院への支援 ・患者受入病院に比べると支援に乏しく、一層の支援が必要 |
| <p>【回答】</p> <p>1 地域の医療提供体制を維持・確保するための取組・支援を進め、地域医療を面で支えていくことが重要であると考えています。</p> <p>2 これまで、全ての医療機関等を対象とした感染拡大防止や医療提供体制の確保のための支援も含め、医療機関支援として総額 4.6 兆円の財政支援を行ってまいりました。</p> <p>3 また、10月1日から12月31日までの間に、医療機関等が感染拡大防止対策に要するかかり増し経費が発生した場合に、その経費に対する補助を行っています。</p> <p>4 さらに、診療報酬上の評価においても、新型コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた場合の特例的な加算（※1）を行っているほか、9月28日からは、自治体HPで公表された、発熱患者等に対応する診療・検査医療機関が、新型コロナへの感染を疑う患者に必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合の特例的な加算（※2）を行っております。</p> <p>（※1）二類感染症患者入院診療加算の3倍（750点/日）、救急医療管理加算（950点/日）、二類感染症患者療養環境特別加算の個室加算（300点/日）</p> <p>（※2）従来の院内トリアージ実施料（300点/回）に加え、二類感染症患者入院診療加算（250点/日）が算定可能</p> <p>5 このような取組を通して、地域における医療提供体制の確保に取り組んでまいります。</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|
| NO | 15-002 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|

| | |
|---|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要旨 | 2 高齢者施設（介護老人保健施設等）のコロナ対応への支援 ・医療提供体制確保のため、医療並みの報酬の評価 |
| <p>【回答】</p> <p>○ 病床のひっ迫対応可能な医療機関がない等の理由により、新型コロナウイルス感染症患者が、やむを得ず施設内で入所を継続する場合でも、必要な医療支援や介護サービス等が行われることが必要と考えています。</p> <p>○ 感染者が発生した場合は、感染拡大防止が重要であり、そのための支援として、感染管理の専門家（FETP等）や施設機能の維持に係る業務継続支援を行うDMAT等による「感染制御・業務継続支援チーム」により、相談対応や専門家の派遣等の支援を実施しています。また、感染等による職員不足に対応するため、都道府県に対して応援体制構築のために必要な財政支援を実施しています。</p> <p>○ 感染者発生後も継続的なサービス提供につながるよう、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して、通常の介護サービスの提供時では想定されない、職員の確保に関する費用や消毒費用などのかかり増し経費等に対して支援を行っています。</p> <p>○ これらに加え、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合に、地域医療介護総合確保基金による更なる支援として、施設内療養者1名につき、15万円の支援を行う補助制度を活用することができることとしています（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助）。</p> <p>○ これらの支援を通じ、やむを得ず施設内で入所を継続する場合における、高齢者施設のサービス継続に向けた取組を進めています。</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|--------------------------------------|-----|---------------|
| NO | 15-002 | 要望 団体 | 公益社団法人 神奈川県 病院協会／神奈川県病院 協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働 省・財務省 |
|----|--------|----------|--------------------------------------|-----|---------------|

| | |
|--|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要旨 | 3 医療機関の経営破綻の防止 特にクラスター発生で減収となった医療機関に対する支援体制の構築 |
| <p>【回答】</p> <p>1 これまで、医療機関支援として総額 4.6 兆円の予算を措置し、医療機関における、昨年度と一昨年度を比較して試算した 1.4 兆円の減収額に対して 2.1 兆円を交付するなど、医療機関の財政的な課題に対して、様々な支援を実施しているところです。</p> <p>2 この中で、院内感染によりクラスターが発生した医療機関等に対しては、新型コロナ緊急包括支援交付金等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の医療機関であっても、実質的に重点医療機関と見なせる場合は病床確保料の補助対象とすることや、 ・ 感染拡大防止や診療体制確保等に必要な経費の補助 ・ 休業や診療の縮小を余儀なくされた場合は、継続や再開時に必要となる消毒経費等の補助 ・ 医師・看護師等を派遣する場合、派遣元医療機関に対する補助等の措置を講じております。 <p>3 引き続き、国民の皆様に必要な地域医療が確保できるよう必要な支援に取り組んでまいります。</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|--------------------------------------|-----|---------------|
| NO | 15-002 | 要望 団体 | 公益社団法人 神奈川県 病院協会／神奈川県病院 協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働 省・財務省 |
|----|--------|----------|--------------------------------------|-----|---------------|

| | |
|--|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要旨 | 4 医療従事者への感染リスクへの対応 感染防止の取組への診療報酬上の評価と感染した場合の補償 |
| <p>【回答】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、診療報酬上の特例的な対応として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の新型コロナが疑われる患者の外来診療に対する評価 ・外来の小児科診療等に対する評価 <p>を実施しています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症患者の診療については、診療報酬上の特例的な対応として、重症患者だけでなく中等症患者も含め、大幅な引き上げを行っているところです。</p> <p>また、患者の診療若しくは看護の業務等に従事する医師、看護師等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|
| NO | 15-002 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|

| | |
|--|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要旨 | 5 緊急時の感染症対策基金等の創設 ・・必要な時に柔軟性のある財政的支援（事後的な経費を支弁できるもの） |
| <p>【回答】</p> <p>1 これまでも新型コロナ緊急包括支援交付金等により医療機関支援として総額 4.6 兆円の予算を確保し、病床確保料や設備整備、医療従事者の派遣等に対する補助等を実施してきた。 緊急包括支援交付金は、当面の対応として本年9月末までとしていたところ、今般、その期間を12月末まで延長し、継続して支援することとした。</p> <p>2 これらの補助金については、事後的な申請であっても補助対象とすることが可能であり、医療機関におかれては、まずは、都道府県と相談の上、申請を頂きたい。</p> <p>3 なお、診療報酬についても、新型コロナ患者の診療について、これまでも大幅な引き上げを行ってきたが、10月からは、新型コロナ患者の外来や在宅医療に係る特例の大幅な拡充を行うこととしたところ。</p> <p>4 地域の医療提供体制の確保のため、今後も、感染状況等に応じ、必要な支援に取り組んでいく。</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|----------|----------|---------------------------------|-----|-------|
| NO | 15-002-6 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会/神奈川県病院協会 政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|----------|----------|---------------------------------|-----|-------|

| | |
|--------------|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要 旨 | <p>6 感染防護用品、衛生用品等の確保 ・・N95 マスク・防護服・ガウン・手袋・消毒液の不足が恒常化しているため。 また、安定確保のため国内企業による生産増強に対する財政的補助を望む。</p> |
| | <p>【回答】</p> <p>○ 医療用物資については、昨年春頃の医療現場での需給がひっ迫した状況を踏まえ、補助金による増産支援や、医療機関に対する無償配布を実施してまいりました。</p> <p>○ 現在、需給状況の改善を踏まえ、いまだ十分な量の確保が困難な医療機関がある非滅菌手袋等については、都道府県を通じたプッシュ型配布を継続しているところです。</p> <p>○ 手指消毒用エタノールについては、医療機関等における感染症対策として、医療機関等に対して優先的に供給（斡旋）する仕組みを構築しています。</p> <p>○ 引き続き、需給状況を注視しながら、医療用物資の安定的な供給体制の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">(医政局経済課医療用物資等確保対策推進室・宮崎・03-3595-3431) (医政局経済課開発等戦略相談専門官・井澤・03-3595-2421)</p> |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|--------------------------------|-----|-----|
| NO | 15-002 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会 神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 財務省 |
|----|--------|----------|--------------------------------|-----|-----|

| | |
|----------|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要旨 | <p>コロナ感染症下における医療提供体制を確保するための支援を次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 後方病院、感染症以外の傷病に対応する病院への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・患者受入病院と比べると支援に乏しく、一層の支援が必要 2 高齢者施設(介護老人保健施設等)のコロナ対応への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制確保のため、医療並みの報酬の評価 3 医療機関の経営破綻の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・特にクラスター発生で減収となった医療機関に対する支援体制の構築 4 医療従事者への感染リスクへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止の取組への診療報酬上の評価と感染した場合の補償 5 緊急時の感染症対策基金等の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な時に柔軟性のある財政的支援(事後的な経費を支弁できるもの) 6 感染防護用品、衛生用品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・N95マスク・防護服・ガウン・手袋・消毒液の不足が恒常化しているため。 また、安定確保のため国内企業による生産増強に対する財政的補助を望む。 |
| 【回答】 | <p>ご要望につきましては、関係省庁における検討状況や要求内容を踏まえ、予算編成過程で検討してまいります。</p> |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|
| NO | 15-003 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|

| | |
|--|--|
| 件名 | 病院の消費税問題の解決について |
| 要望 要旨 | 今後将来に向けて、消費税負担に不公平が生じないようにするため、病院の社会保険診療報酬については、「原則課税」とするよう見直すことで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決することを要望する。 |
| <p>【回答】</p> <p>1 一昨年10月に実施した、消費税率引上げに伴う診療報酬改定においては、診療報酬の配点方法の精緻化等を行うことにより、医療機関種別ごとに消費税負担に見合う補てんとなるよう配点を行った。</p> <p>2 これによる補てん状況については、今年度実施する医療経済実態調査とあわせて調査をし、把握してまいりたい。</p> <p>3 また、医療に係る消費税の非課税制度を見直し、原則課税に改めることについては、</p> <p>① 公的保険の適用となる医療サービスは、社会政策的な配慮に基づき非課税とされている経緯</p> <p>② 同じく、社会政策的な配慮に基づき非課税とされているその他のサービスへの影響</p> <p>といった課題があり、慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>(参考) 社会政策的な配慮に基づき非課税とされているサービス</p> <p>(1) ①介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等</p> <p>②社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等</p> <p>(2) 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等</p> <p>(3) 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供</p> <p>(4) 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等</p> <p>(5) 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設整備費等</p> <p>(6) 教科用図書の譲渡</p> <p>(7) 住宅の貸付け</p> <p style="text-align: right;">(医政局総務課) (保険局医療課)</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|---------|-----------------------------|-----|-----|
| NO | 15-003 | 要 望 団 体 | 公益社団法人神奈川県病院協会/神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 財務省 |
|----|--------|---------|-----------------------------|-----|-----|

| | |
|----------|---|
| 件名 | 病院の消費税問題の解決について |
| 要望 要旨 | 今後将来に向けて、消費税負担に不公平が生じないようにするため、病院の社会保険診療報酬については、「原則課税」とするよう見直すことで、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決することを要望する。 |
| 【回答】 | <p>○ 消費税は、国内における幅広い取引を対象として広く負担を求める税ですが、例えば、医療、福祉、教育のほか、消費者の負担を軽減すべき政策的配慮が特に必要な取引等について「非課税」としているところです。</p> <p>○ 売上げが非課税の場合には、控除されるべき売上税額がないため、仕入税額は控除できないこととされています。こうした控除の対象とならない仕入税額については、サービス価格に転嫁していただくことが原則です。</p> <p>○ 非課税売上げとなる社会保険診療については、公定価格であるため診療報酬に仕入税額相当分の上乗せを行い、実質的に医療機関の負担とならないように手当てしてきたところです。</p> <p>○ また、今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくこととされています。</p> <p>○ なお、医療・福祉・教育などを課税化することについては、</p> <p>① 消費者の負担が増加することに国民の理解を得ることが必要であり、</p> <p>② これらの取引を行う事業者新たに事務負担が発生することなどから慎重な検討が必要と考えます。</p> |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-----------|
| NO | 15-004 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 財務省・厚生労働省 |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-----------|

| | |
|----------|--|
| 件名 | 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて |
| 要望 要旨 | <ol style="list-style-type: none"> 1 全国一律に、ハード中心の事業区分1に重点・傾斜配分するのではなく、地域医療の実情に応じて、医療人材確保などのソフト中心の事業に必要十分な配分を行うこと 2 具体的な基金の用途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること 3 一定の規模までは、自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること |
| | <p>【回答】</p> <p>1 地域医療構想の達成のためには、医療機能の転換に伴う医療機関の施設又は設備の整備に併せ、在宅医療や医療従事者の確保が図られることが重要であり、地域医療介護総合確保基金では、これらに必要な財政支援をバランスよく行う観点から、都道府県からの要望も踏まえ、それぞれの予算を区分した上で配分している。</p> <p>2 また、同基金については、医療介護総合確保促進法（平成元年法律第64号）第4条により、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、事業の実施に関する計画を作成することができます。国は都道府県との意見交換や通知等により、都道府県の自主性を尊重しつつ、適切な執行がなされるよう努めています。</p> <p>3 なお、同法第6条において、令和3年度から同基金の事業となった病床機能再編支援事業については全額国負担、その他の事業については国2/3負担と規定されている。</p> |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|--------------------------------|-----|-----|
| NO | 15-004 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会 神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 財務省 |
|----|--------|----------|--------------------------------|-----|-----|

| | |
|----------|---|
| 件名 | 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて |
| 要望 要旨 | <p>当県への地域医療介護総合確保基金の配分額が、全国2位の人口規模に応じたものとなるよう、次のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国一律に、ハード中心の事業区分1に重点・傾斜配分するのではなく、地域医療の実情に応じて、医療人材確保などのソフト中心の事業に必要な配分を行うこと 2 具体的な基金の用途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること 3 一定の規模までは、自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること |
| 【回答】 | <p>ご要望につきましては、厚生労働省における検討状況や要求内容を踏まえ、予算編成過程で検討してまいります。</p> |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|
| NO | 15-005 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|

| | |
|----------|---|
| 件名 | 外来医療の在り方、機能分化について |
| 要望 要旨 | 外来医療の機能分化はコロナ禍において、その前提となる状況が大きく変化している。医療は入院・外来・在宅と一体的で有り、外来医療のみを切り離して議論する事は困難である。今後、外来医療機能報告のデータを見た上で、ゼロベースで外来機能分化の在り方をしっかりと検討できるよう、進めていただきたい。 |
| | <p>【回答】</p> <p>外来医療についての機能の明確化、連携を進めることで患者の流れをより円滑にするため、先の通常国会において医療法が改正され、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外来機能報告制度の創設 ○ 地域の協議の場における協議 <p>が行われることとなる。</p> <p>来年4月の施行を目指し、まずは外来機能報告のあり方等を検討しており、その実施状況を踏まえ、引き続き外来機能についての議論を行っていく。</p> |

| | | | | | |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|
| NO | 15-006 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|

| | |
|--|---|
| 件名 | 医師の働き方改革について |
| 要望 要 旨 | <p>1 医師の働き方改革に伴い、病院は医師の健康を保つために改革を進めながら、地域医療を維持するため、さらなる医師の増員をしなければならなくなるのは明らかです。 地域医療の維持に伴う医師確保において、診療報酬以外に医師の人件費に相当する部分への予算措置について要望します。</p> |
| <p>【回答】</p> <p>1 2019年3月に取りまとめられた「医師の働き方改革に関する検討会報告書」において、2024年4月の勤務医の時間外労働の上限規制の適用開始までに、タスク・シフティング等を通じて、勤務医の労働時間の縮減に向けた取り組みを進めることとされ、2019年7月からは、同報告書において引き続き検討することとされた事項について、「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催して具体的検討を進め、2020年12月に中間とりまとめを行った。</p> <p>上記検討会での議論を踏まえ、医師の健康を確実に確保するため、一般の労働者にはない健康確保措置を設けることとしており、第204回国会において、将来にわたって良質な医療を提供し続けるため、医師の働き方改革を進め、医師の長時間労働を是正していく必要があることから、勤務医の労働時間管理や健康確保措置の整備等を盛り込んだ医療法改正案を提出し、5月に成立した。改正法を着実に施行するため、「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、引き続き医師の働き方改革の推進に関する検討課題について議論を行っている。</p> <p>2 医師の働き方改革を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度においても、令和3年度に引き続き、医療機関のマネジメント改革の推進や上手な医療のかかり方の周知を図る観点から予算措置を図るとともに、より一層医師の働き方改革を推進するため、地域における医療従事者の確保及び医療機関の働き方改革に要する経費について、引き続き地域医療介護総合確保基金（※）の活用を可能としている。 医師等の勤務時間短縮に資する、ICT機器等の取得額の15%について特別償却ができる優遇税制を今年度より2年間延長して利用できるようになっていく。 <p>（※）令和4年度概算要求（事項要求） 95.3億円（公費143億円） 令和3年度予算 95.3億円（公費143億円）</p> <p>勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う</p> <p>3 また、平成30年度に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」に基づき、医師偏在対策等を進めるとともに、医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を地域医療介護総合確保基金により行っている。</p> <p>4 2024年4月の勤務医の時間外労働の上限規制の適用開始に向けて、医療機関における取組を一層支援・推進すべきと考えており、各種予算事業については、昨年度及び今年度の事業の実績等を踏まえつつ、改善すべきものは改善を図った上で、医療機関における働き方改革をより一層支援できるよう、令和4年度においても、必要な予算確保に引き続き努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">（医政局医事課） （医政局地域医療計画課）</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|
| NO | 15-006 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|--------|----------|-----------------------------|-----|-------|

| | |
|---|---|
| 件名 | 医師の働き方改革について |
| 要望 要旨 | 2 医師の働き方改革において、労働時間短縮のために病院内のマネジメント改革として、タスク・シフティング（業務の移管）、チーム医療によるタスク・シェアリング（業務の共同化）に必要な医療人材確保と養成に係る財政的補助を要望します。 |
| <p>【回答】</p> <p>1 2024年4月の時間外労働の上限規制の開始までに、タスク・シフティング等の取組を通じて勤務医の労働時間の縮減に向けた取り組みを一層進めることが重要である。</p> <p>2 このため、人材の確保については、地域医療介護総合確保基金により、計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医師事務作業補助者・看護補助者の配置などの取組への支援を行うことを可能としている。</p> <p>3 一方、人材の養成については、医師の働き方改革に関する検討会報告書において、個々の医療現場においてタスク・シフティングの推進等による業務改革を進めるための実効的な支援策が必要とされており、令和4年度概算要求においても、令和3年度に引き続き、医療機関におけるタスク・シフティングやタスク・シェアリング等の勤務環境改善や労働時間短縮にかかる先進的な取組を収集し、その好事例を全国に共有するとともに、普及の促進を図るため、好事例を実施している医療機関による講演等を行うものとして「医療機関を対象とした働き方改革好事例展開事業」や医師事務作業補助者等を医療専門職支援人材として位置付け、その認知を広げるとともに、職場での定着を促進するものとして「医療専門職支援人材確保・定着支援事業」の実施を予定しているところ。</p> <p>(参考) 令和4年度概算要求としてそれぞれ約0.7億円、約0.1億円を計上</p> <p>4 また、タスク・シフト/シェアとして特に効果が期待できる看護師の特定行為研修修了者の養成については、指定研修機関に対して、令和4年度においても、導入及び運営に係る経費や指導者の育成等に係る財政支援等を実施してまいりたい。</p> <p>(参考) 令和4年度概算要求として特定行為に係る看護師の研修制度の推進に約7.3億円を計上</p> <p>5 今後、タスク・シフティング等の取組を推進していくため、タスク・シフティングの在り方等について検討を進めるとともに、引き続き人材確保並びにタスク・シフティング等の推進に必要な予算の確保に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(医政局医事課) (医政局看護課)</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|---------------------------------|-----|-------|
| NO | 15-007 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県病院協会/神奈川県病院協会 政治連盟 | 省庁名 | 厚生労働省 |
|----|--------|----------|---------------------------------|-----|-------|

| | |
|---|---|
| 件名 | 病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について |
| 要望 要旨 | 病院における看護補助者の円滑な確保のため、介護報酬制度上の処遇改善加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）に準じた診療報酬上の加算制度を創設すること |
| <p>【回答】</p> <p>医療機関においては、介護職員を含め様々な職種の方が看護補助者として勤務されており、診療報酬においては、看護補助者を多く配置した場合に加算による評価を行っている。</p> <p>令和2年度診療報酬改定においては、看護職員の負担軽減や看護補助者との業務分担・協働を推進し、より質の高い療養環境の提供を目指す観点から、看護補助加算の評価を引き上げたところ。</p> <p>今後とも、看護補助者の配置に関する評価に関しては、関係者のご意見をよく聴きながら、必要な検討を行ってまいります。</p> | |

令和3年 9月13日

神奈川県病院協会政治連盟
委員長 菅 泰博 様

神奈川県への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにつきまして、ご提出いただきました要望書に対する8月末現在の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

医療・福祉グループ長

原 聡 祐

医療・福祉グループ事務局長

高橋 栄一郎

医療・福祉グループ委員

小川 久仁子

医療・福祉グループ委員

敷田 博 昭

医療・福祉グループ委員

細谷 政 幸

医療・福祉グループ委員

綱嶋 洋 一

医療・福祉グループ委員

神倉 寛 明

医療・福祉グループ委員

永田 輝 樹



回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-------------------------------------|----|-------|
| NO | 15-008 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県 病院協会／神奈川県病 院協会政治連盟 | 局名 | 健康医療局 |
|----|--------|----------|-------------------------------------|----|-------|

| | |
|---|--|
| 件名 | 新興感染症拡大に関し、現行制度の課題検証と新たな危機体制整備について |
| 要望 要旨 | <p>1 県としても、この国への要望については、大きな課題として認識しているはずであり、同じように保健所政令市を複数有する都道府県などとも連携して、危機対応としての制度の改善を働きかけること</p> <p>2 公費医療の請求が滞る問題は、コロナと戦う医療機関にとって死活問題であるため、保健所政令市とも協議のうえ、危機対応にふさわしい解決策を講じること</p> |
| <p>神奈川県では、令和3年6月に、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」により、医療提供体制や検査体制の整備のための財政措置等について令和4年度に向けた国への提案活動を実施しています。今後も国の動向に注視し、必要に応じ国へ働きかけてまいります。</p> <p>また、公費医療の請求が滞ることのないよう、保健所設置市と連携し、解決策を検討してまいります。</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|----------|-------------------------------------|----|-------|
| NO | 15-009 | 要望 団体 | 公益社団法人神奈川県 病院協会／神奈川県病 院協会政治連盟 | 局名 | 健康医療局 |
|----|--------|----------|-------------------------------------|----|-------|

| | |
|----------|---|
| 件名 | コロナ感染症下における医療提供体制確保のための支援について |
| 要望 要旨 | <p>新型コロナウイルス感染症は患者受入病院、回復患者を受け入れる後方病院、通常の医療を守り、感染症以外の傷病に対応する病院など、全ての病院が地域で連携を取りながら対応しています。</p> <p>病院は感染防止に配慮した体制構築に多額の費用を必要とする一方で、感染拡大前と比べ外来・入院ともに患者数が大幅に減少しており、厳しい経営状況が続いています。</p> <p>国に対して、コロナ感染症下における医療提供体制を確保するため、より一層の予算措置を要望いたしましたので、県からも国へ働きかけていただくよう要望します。</p> <p>また、国の補助金の執行にあたっては、本県の実情に応じた柔軟な運用を図られるよう要望します。</p> |

国の新型コロナウイルス感染症／緊急包括支援交付金は、当初、対象期間が9月末までとなっていましたが、8月16日付けで国から、10月以降も当面对象となる旨、連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行いつつ、感染症対策を徹底したうえで安定した地域医療の提供を引き続き行うことができるよう、引き続き要望してまいります。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、今年度は、病床確保料の申請を先行して受付け、希望する医療機関には概算払いを行うなど、柔軟な運用を図ってまいりました。

今後も、新型コロナウイルス感染症に対応いただいている医療機関の支援のために、医療機関のご意見を伺いながら、可能な限り、柔軟な運用を行ってまいります。

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|---------|---------------------------|----|-------|
| NO | 15-010 | 要 望 団 体 | (公社)神奈川県病院協会／神奈川県病院協会政治連盟 | 局名 | 健康医療局 |
|----|--------|---------|---------------------------|----|-------|

| | |
|--|---|
| 件名 | 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直しについて |
| 要 望 要 旨 | <p>1 当協会が国に要望した内容について、神奈川県からも国に働きかけていただくとともに、これまで以上に地域の医療機関が基金を活用できるよう、最大限の努力をすること</p> <p>2 神奈川県計画の事業化にあたり、各補助金事業の公募と決定プロセスについて、より一層透明化・見える化が図られるよう、引き続き努めること</p> |
| <p>当基金の国による配分は事業区分Ⅰ－１（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）及び区分Ⅰ－２（地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業）に重点が置かれていますが、本県では事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）、Ⅳ（医療従事者の確保）及びⅥ（勤務医の働き方改革の推進）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組を進める医療機関における医療従事者不足や、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの支障が生じかねないものと認識しております。</p> <p>こうした認識のもとで、本県では、国に対して、「事業区分Ⅱ、Ⅳ及びⅥにも十分な額を配分すること」や、「事業区分間の融通を認めること」などを求める提案を行っており、配分方針に本県の実情が反映されるよう、今後も機会をとらえて提案等を行うとともに、基金の活用のために必要な取組を実施してまいります。</p> <p>また、神奈川県計画の策定や、その事業化に際しては、幅広い情報提供に努めるとともに、地域医療構想における構想区域ごとの実情に応じた施策を講ずることができるよう、地域医療構想調整会議等において御意見を伺いながら、地域の実情に即した施策の検討に努めてまいります。</p> | |

回答様式

| | | | | | |
|----|--------|------------|-----------------------------------|----|-------|
| NO | 15-011 | 要 望 団 体 | (公社)神奈川県病院 協会/神奈川県病院協 会政治連盟 | 局名 | 健康医療局 |
|----|--------|------------|-----------------------------------|----|-------|

| | |
|---|--|
| 件名 | 病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設について |
| 要望 要旨 | 当協会が国に要望した内容について、神奈川県からも国に働きかけていただくよう、要望いたします。 |
| <p>看護補助者の雇用を拡充し、看護師のタスクシフトを推進するため「病院に勤務する看護補助者の処遇改善に係る診療報酬上の加算制度の創設」については、必要に応じて、国に要望してまいります。</p> | |